

平成 30 年度「安心・安全・地域の支え合い支援助成」募集要項 (平成 30 年度事業費)

1 目的

地震や水害などの自然災害や、子供や高齢者が被害者となる事件や事故の発生に対応するため、地域での防災や防犯対策を進める活動、並びに地域における福祉課題の解決のための活動を支援するために助成を行います。

2 助成対象団体

地域での防災や防犯対策を進める活動、又は地域における福祉課題の解決のための活動を行っている民間の非営利団体やグループを対象とします。

(例：社会福祉協議会、自治会等地域団体、ボランティア団体、NPO 法人等)

3 助成対象事業

対象団体が行う次の活動に必要な用具、資材購入費などを対象とします。

- (1) 防犯や見守り活動 (例：子供達の見守り活動、高齢者等への訪問活動など)
(助成例：パトロール員のジャンパーや帽子などの用具、ビラの作成費など)
- (2) 地域での防災力の向上に向けた活動
(助成例：要支援者支援マップの作製、災害用機材の整備など)
- (3) その他、地域における福祉課題の解決のための活動

4 助成対象としない事業、経費

次の事業及び経費は助成対象外とします。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 第三者に助成または委託する事業
- (3) 次に記載する経費
 - ① 団体の運営費 (人件費・会議費・事務所の賃料・光熱水費など)
 - ② 広報誌の発行経費
 - ③ 事務機器の購入費 (机・パソコンなど)
 - ④ 事務所の設備備品の購入費 (エアコン・ヒーターなど)
 - ⑤ 社会通念上、事業の実施において不適切と認められる飲食経費
 - ⑥ その他、事業に関連しない物品の購入費
- (4) その他、上越市共同募金委員会の助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

5助成基準

- (1) 助成の上限…1事業500,000円を上限とします。
ただし、特別な理由のため上記に抛りがたい場合は、事業の目的・内容・効果等を勘案し、上越市共同募金委員会会長が助成審査委員会の審査を経て認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 助成率 …申請事業費の90%以内(千円未満切捨)を上限とします。

6助成対象年度

- 平成30年度に実施される事業を対象とします。
(平成30年8月1日～平成31年3月31日に実施される事業)

7応募方法及び助成決定時期

- (1) 応募方法 …所定の申請書に記入し上越市共同募金委員会に提出ください。
- (2) 申請締切日 …平成30年7月17日(火)消印有効
- (3) 助成決定時期…審査委員会を経て平成30年7月下旬に決定の通知を行います。
- (4) その他 …先駆的、開拓的な取り組みについては、寄付者への理解を促進するため、当該審査委員会で発表(プレゼンテーション)をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

8事業実施の条件

- (1) 共同募金による助成金事業であることを、広報誌、チラシ、開催要綱等に明示することを条件とします。
- (2) 事業終了後、所定の事業報告書に必要事項を記入し、速やかに報告ください。
- (3) 証拠書類(支出に関わる領収書等)は大切に保管してください。事業終了後、確認させていただく場合があります。

9申請先、問合せ先

上越市共同募金委員会 担当:佐藤、岡
〒943-0892 上越市寺町2丁目20番1号(上越市福祉交流プラザ内)
電話:025-526-1515 FAX:025-526-1230